

取引報告書等の電磁的方法による交付等に係る取扱規定

第1条（規程の趣旨）

この規定は、ひまわり証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が、お客様に対し書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を利用する方法（当社等の使用に係る電子計算機と、お客様等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法等、および書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付を受ける場合における方法等（以下「電子交付等」といいます。）を定めたものです。

第2条（書面の種類）

お客様が、電子交付等を利用できる書面は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む、次の各号に掲げる書面とします。

- (1) 取引残高報告書
- (2) 取引報告書
- (3) 目論見書
- (4) 運用報告書
- (5) その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

第3条（電磁的方法による交付方法）

本規定により、当社が行う電子交付等とは、当社、または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定のページ等に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項ハ）により、前条第1項に定めた書面を交付する方法です。

第4条（電子交付等の申込）

お客様は、当社ホームページより電子交付等を申し込むものとします。ただし、当社口座開設時に同時に申し込むこともできるものとし、その場合、口座開設完了した場合にのみ申込を承諾したものとします。

第5条（確認事項）

お客様は次の事項について確認を行うものとします。

- (1) 電子交付等を受けるため、顧客ファイル及び閲覧ファイルを閲覧出来る環境にあること

(2) 前項の各ファイルを出力し、書面の作成が可能であること（プリンタ等を保有し、印刷可能であること）

(3) 電子交付等を受けるに際し電子計算機が、当社が必要と認める環境（OS、閲覧用アプリケーションのインストール等）に合致していること

第6条（電子交付等の申込の撤回等）

お客様が、当社に対し、当社所定の形式により前条の申込に対し解約等の通知を行った場合、当社は電子交付等の提供をすることができないものとします。ただし、お客様が再度前条の方法による申込を行った場合はこの限りではありません。

第7条（解約）

当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付等のサービスを解約するものとします。

(1) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合

(2) お客様が電子交付等のサービスの利用に限らず、届出事項等について事実と反する届出等を行ったと当社が認めた場合

(3) お客様がこの約款および当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合

(4) その他やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申し出た場合

第8条（免責事項）

当社は、次の事由によりお客様および第三者に生じた損害について、その責めを負わないものとします。

(1) 何らかの事由により電子交付等のサービスの全てもしくは一部の提供が不可能となった場合

(2) 通信回線および通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等

(3) お客様のID及びパスワード等（以下「認証番号」といいます。）をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた電子交付等のサービスの利用により生じた損害

(4) ファイルの保存、実行、削除、印刷等、お客様の使用に係る電子計算機に生じたあらゆる不具合等

(5) 法令の変更、監督官庁の指示、もしくはその他の必要な事態が発生した時に、当社が書面の電子交付等に代えて、既に電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を受けること

平成 19 年 9 月 30 日 改訂